

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 岩内厚生園
理事長 酢谷 昭雄

1 事業方針

・定款第一条にあるように、入所児童が心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とし、そして法人の倫理綱領に従い、入所児童及び利用者主体の適正なサービスの提供と職員の専門性の向上、地域の子育て等の福祉を念頭に、社会に貢献できる社会福祉法人の使命を果たすべく、各関係機関と連携をもって、支援の充実を図る。

・情報発信と収集のための手段が多様化する中で、広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的としてバージョンアップした、「社会福祉法人 岩内厚生園ホームページ」で、事業経営の透明性の確保する点から、現況報告書並びに、貸借対照表、収支計算書を公表し、さらに福祉サービスの向上を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努める。

・研修計画により職員研修を充実させ、職員の育成に努め、定着につなげるために職員研修を実施し、「何のために今の仕事に取り組んでいるのか」を明確に示し、目的意識をもって日々の仕事に取り組めるよう工夫する。さらに、現場実践を担う中堅職員の役割を今一度確認し、日々の業務の少し先にある、先駆的な理論や実践手法の習得に努める。そして、施設外研修に出席した職員は、研修終了後には、レポート提出や会議等で報告し、不参加の職員にも、研修内容を周知させる。

・新型コロナウイルス感染症対、インフルエンザ感染症対策として日常生活において「マスクの着用など」、「手指消毒」、をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

感染者が発生した場合は集団感染とならない様に万全な対策をする。

また、体調不良者の児童の検温や体調チェックを実施し、学校との連絡を密にして感染防止に努める。

・チャレンジキッズどんぐり拠点区分については児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業においては、事業所の移転による問題点を踏まえて、岩宇4ヶ町村の地域のニーズに合わせた支援サービス活動を行う。

令和5年度岩内厚生園拠点区分事業計画書

<法人本部>

・四半期ごとにさくら総合会計事務所に会計監査実施及び監事監査の実施、理事会の開催、6月には定時評議員会の開催等、毎会計年度終了後3ヶ月以内に行わなければならない業務を、スムーズに進めるよう内容を一つ一つ確認していく。

ホームページを活用し法人の認知度を向上し信頼と安心感を伝える情報発信に努める。

・チャレンジキッズ どんぐり拠点区分の児童発達支援事業と放課後等デイサービスの取組みを再検討し、岩内町・共和町・泊村・神恵内村へ事業継続の支援協力を得てサービス活動を行う。

< 児童養護施設 岩内厚生園 >

入所定員 55名 (49名)

- 1 児童を、一人ひとりの人格を尊重し、人としての尊厳を守り、体験や個性を大切にし、安心と誇りを持って暮らせるように支援する。
 - (1) 個性の発見と、基本的生活の支援体制の確立並びに発達段階に応じた習慣、マナーが身に付くよう、積極的に指導の充実を計る。
 - (2) 施設生活の手引きにより、児童を権利の主体者と位置づけた指導を行う。
 - (3) 児童とのコミュニケーションをスムーズに進めるスキルを、非暴力を基本として8ヶに整理した「子育て維新の機中八策」を処遇実践の基本とする。
 - (4) 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示した個別処遇方針を策定し、機能させ、「園内個別処遇計画」と「児童自立支援計画票」については両方に整合性を持たせ、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行い、その具体的展開をめざし、児童を望ましい社会の成員に育成するように努める。
 - (5) 建物の機能の確認と、支援体制を検討し、各階のリビングの活用や、面会室や相談室、ショートステイや親子訓練室の積極的な利用を検討する。
- 2 幼児の保育は、基本的な生活習慣を身に付けることを目標とし、生活リズムの安定を目指し、興味や欲求の表現を豊かにし、遊びを通しての社会経験の向上に努め、積極的に指導の充実を計る。
 - (1) 町内外散策、プール等園内設定保育の充実を計る。
 - (2) 社会資源を活用することにより、就学前児童の教育の充実を計る。
- 3 学校等との連携を密にして、学習指導及び生活指導の充実を計る。
 - (1) 基礎学力の充実と自ら学ぶ意欲を育てると共に、部活動や同好会活動等への積極的参加を促し、健全な心身の育成に努める。

- (2) 小学生と、中学生に対し、各学校との連携を深め、学校、学級担任との定期的連絡・懇談により、児童の把握に努める。また、岩内地域交流センターで週に一度開催されている、学習ボランティア「寺子屋」に参加し、地域の学習の場を利用することにより、一層の学力向上を目指す。
- (3) 児童の進路指導は、児童の発達段階に応じて、円滑に早期決定を目指し、高等支援学校等への進学を計る事で、更なる教育の場の提供に努める。
- (4) 小樽高等支援学校、余市養護学校高等部との連携を深め、より専門性の高い教育を受けることにより、将来の自立した、社会参加を見据えた進路指導に努める。
- (5) 就職希望児童に対しては、就職活動を援助し社会自立を促し、児童の将来の可能性を高め、社会的自立を支援する。
- (6) 専門学校児童に対しては、学校生活の更なる充実を支援し、一人暮らしの生活を通して社会性を高め、児童の将来の展望を考慮し、社会的自立を支援する。
- (7) 後志南地区教育支援委員会の助言に従い、特別支援教育の充実を目指し、岩内町障がい児親の会及び岩内町特別支援教育振興会との活動を通じて、児童の社会性を育てる。

4 保健衛生管理に留意し、健全な児童の育成に努力する。

- (1) 嗜好調査・残食調査を実施し、食生活の改善工夫に努め、食品・調理室・施設設備・食器類の衛生的管理に留意する。
- (2) 児童居室等の整理整頓、清掃、換気等の衛生環境に配慮する。
- (3) 健康診断・身体計測・インフルエンザ、麻疹・風疹等の各種の予防接種を実施して、児童の身体状況・症状について、医療・保健各機関による適切な指導を得ることにより、児童に必要な健康管理状況の把握に努める。
また、新型コロナウイルス感染症対策については、各関係機関からの通知に基づき、対応していく。また、平常時から、児童の保健衛生に必要な物資の必要な量の確保に努める。
- (4) 施設内感染症対策委員会を開催し、感染症に対する予防対策を実施する。
- (5) 入所児童への性教育を計画し実施する。

5 教養娯楽を通じて、情操的に安定感を与え、豊かな人間性を育てるよう努める。

- (1) テレビ、DVD、音楽鑑賞、読書、レクリエーション。
- (2) 見学旅行、祭典、買物等グループによる指導。

6 職員の資質と福利厚生の上を計る。

- (1) 職員相互の連携を通じて、チームワークに留意する。
- (2) 計画的に研修会へ参加し、各職員の資質の向上をはかる。
- (3) 年に1度の定期健康診断に加えて、宿直業務にあたる職員は6か月毎に健康診断を実施す

る。

インフルエンザ予防接種を実施し、職員の健康管理に留意し、また、見学旅行、レクリエーションを実施し、職員の親睦を深める。

- (4) 職員は、職種・職位に求められる必要な専門的知識やスキルの獲得に努め、何のために今の仕事に取り組んでいるのかという目的意識をもって日々の仕事に取り組み、十分に活動できる体制を整え、定着につなげる。
- (5) 新規採用職員は、業務に必要な知識と技能の習得に努め、何のために今の仕事に取り組んでいるのかという目的意識をもって日々の仕事に取り組み、十分に活動できる体制を整え、定着につなげる。
- (6) 中堅的立場にある職員は、今後一層求められてくる地域支援拠点としての機能の担い手、現場実践の支柱となる人材となるように、さらに、専門分野の最新動向をとらえ、理論や実践手法を学ぶ体制を整える。
- (7) 基幹的職員は、児童自立支援計画等の作成や進行管理、職員に対する適切な指導・教育及びメンタルヘルスに関する支援を行う。
- (8) 統括指導課長は、児童自立支援計画等の作成及び進行管理、職員に対する適切な指導・教育及びメンタルヘルスに関する支援及びスーパーバイズを行う。
- (9) 社会的養護の中で、児童及びその家族のために家族療法を始めとして相談・支援を行う職員の役割が重要になっていくため、その知識と技術の向上を図る。

7 消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を実施し、災害時において、特に配慮を有する幼児や児童に関しては特に留意して、地震や津波等、近年は集中豪雨や大型台風の上陸による河川の氾濫による被害も甚大となっており、自然災害を想定した避難訓練も併せて実施し、万が一の緊急事態に役立てる。

8 日常的に第三者の視点を施設内に取り入れる点も視野に入れて、保育実習生や長期休暇中のボランティアの学生、学習ボランティア、生活ボランティアを積極的に受け入れる。その中で、施設職員の体制整備と再教育を行い、次世代の福祉人材の育成につなげていく。

9 関係官庁、道内各児童相談所との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保する。

10 全国・道の社会福祉協議会及び全国・道の児童養護施設協議会並びに地域社会等の連携を持って、合理的な施設運営の充実を計る。

11 オンブズマン・苦情解決体制を整え、児童の福祉サービスの向上と個人の権利の擁護に努める。
児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止、適切な養育を行うために、全国児童養護施設協議会の通知に従い、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」をも

って自己点検を行い、明らかとなった課題や問題の改善計画を検討し、解決までのプロセスとして取り組む。

- 1 2 社会的養護関係施設における第三者評価受審の結果を受けて、施設職員全体で、施設運営を振り返り、できていること、いないことを洗い出し、さらに外部の目で評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握し、外部の第三者に、自らの取組を説明できるように努める。そして、今年度は見直しとなった基準により個々の職員が自己評価を行い、職員全体で協議し、取組内容の自己点検を行い、施設における問題点を把握し、サービスの質の向上と次回受審に結び付ける。
- 1 3 関係各機関との連携をはかり、第2種事業（ショートステイ、デイサービス等）の充実と、セーブネットいわない・ケース検討会議や、地域児童の福祉の推進に努める。
- 1 4 共和町及び倶知安町と契約を交わし実施している、子育てトレーニング事業に子育て維新の機中八策を実践の基本としてさらなる充実を図り、地域の子育てに困難を感じている親及び児童虐待が懸念される親に対して、プログラムを実施して、家族や社会の一員として子どもが自分自身をコントロールする方法を一緒に考えていく。
- 1 5 サービス事業（私的契約）利用家庭や児童に対する支援の充実を図る。

＜ 地域小規模児童養護施設 ＞

入所定員 6名

・小樽市での開設している地域小規模児童養護施設の児童養護施設 岩内厚生園の事業方針に基づき、小樽市で定員6名とし、児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けて取り組みを行い、本体施設とは離れ、小規模で、より家庭的な環境でのメリットを生かし、子ども一人ひとりに応じた支援を実施し、安心して暮らす「家」としての機能の充実させることを目的として、事業を展開する。

重点的な取り組みとして、

- ① 児童の自主性や意思、人格を尊重し、その権利擁護に努める。
- ② 児童の個性を尊重し、一人ひとりの置かれた状況を理解し、丁寧な支援を実施する。
- ③ 社会的自立に向けて、適切な指導・支援を行う。
- ④ 勤務職員間の連携に努め、子ども達が当たり前安心して暮らす「家」としての機能の充実をはかる。
- ⑤ 地域との結びつきを重視し、地域社会の一員としての交流及び学校等の関係機関や保護者との連携に努める。

・利用児童は、主として小樽高等支援学校及び余市養護学校高等部に通学する児童を対象とする。

＜ 子育て支援短期利用事業 ＞（小樽市・岩内町、共和町・泊村）

地域の子育て支援に、積極的に取り組むことが求められている社会的状況の中で、子育ての不安、孤立などは、今では、どの家庭でも見られる状況であることから、専門職としての知識、経験、技術をもって社会的に地域の子育て支援が求められている。

- （1）地域における多様な子育て家庭のニーズに対応することができるように取り組む。
- （2）児童相談所との連携を密にして、社会的な支援に努める。
- （3）多様なケースの子どもの保育対応や、保護者や地域で子育てしている親への相談、援助に対応できるように職員も研鑽に努める。

令和5年度チャレンジキッズどんぐり拠点区分事業計画書

<児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業>

① 療育の充実を図る。

(1) 子どもの発達に合わせた療育プログラムの立案・実施

- ・アセスメントを丁寧に行う。

※新規利用時から定期的に、各関係機関・担当町村保健師等との情報交換や支援の方向性を検討する場を設けていく。

- ・保護者のニーズを大切にする。
- ・子どもの困り感を保護者や関係者と共有する。
- ・長期的な視野も持ちながら、現在の実態に合わせた具体的な支援計画を作成する。

◎個別療育（月～金）

- ・子どもの興味・意欲を引き出す療育内容を提供し、自信を持たせる。
- ・ドア・トゥ・ドア送迎を行い、利用者ニーズの充足をはかる。
- ・評価・振り返りを定期的に行う。

◎放課後等デイサービスの強化

・療育サービスの質を向上させる為、ドア・トゥ・ドア送迎を行い利用者ニーズの充足をはかる。

- ・個別に作成されているプログラムに従い、利用者に必要なサービスを行う。

言語支援、学力の向上、身体運動、学校からの宿題へのアドバイス

・地域の体育館の利用、近隣の市町村の季節のイベント等への参加、施設見学、買い物学習、年度末のお楽しみ会の開催等、放課後デイサービスの幅を広げていく。

※必要に応じて開設日や提供時間を変更し、より良い療育環境を作る。

(2) 家族支援

・家族・保護者が子どもの発達の遅れ・偏り、障がいの理解と受容を進めていけるよう精神的援助・子育て支援を行う。

- ・家族・保護者へ子どもの生活・発達上の悩み等に関する相談の場を必要に応じて設ける。
- ・保護者同士交流の機会を積極的に設け、情報交換や相談等が気軽にできるつながり作りについて、お手伝いを行う。

- ・保護者に学びの場を提供する。

(3) 支援スタッフの資質向上

・事業所支援日を年間で予定し、子ども達の実態把握や療育内容の見直し・検討、方向性の共有等を定期的に行っていく。また必要に応じて、関係機関への訪問や外部も交えたケース検討等を提案し、子ども達の実態に合わせてタイムリーに必要な支援を検討・共有していく機会を設けていく。

ている。また、サービスの運営についても、職員の資格要件や「児童発達支援管理責任者」要件の厳格化がうたわれているが、事業所としては、個々の職員の経験を生かして、様々な障害特性を持った子どもの発達段階に合わせて、毎回安全に過ごして、それでいて発達を促せるような豊富なプログラムを用意できるように努めていく。

⑤ 障害者福祉サービス等報酬について

障害者支援サービスの障害福祉サービス等報酬で適切に加算報酬ができるように、ポイントを押しさえて、これまで以上に運営基準を理解した事業運営に努める。

⑥ 児童福祉法による実地指導に従い、必要な書類の作成と設備の充実を図り、指摘を受けた事項の改善に努め、より良いサービスを実施する。

⑦ 障害福祉サービス事業所における第三者評価の受審に向けて

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施についての通知が出された。障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応とともに、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備に係る措置なども盛り込まれている。今後、実施に向けて、取り組むべき課題である。

⑧ 研修案内の確認と受講について

インターネットの研修案内の通知を見て、応募資格等確認して申し込み、研修計画を策定し進めていく。障害者研修の仕組みをよく把握し、研修の受講に留意していく。

⑨ 児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者における自己評価の公表について

事業者は、サービスの質に関して自ら評価を行うとともに、利用児童の保護者から評価を受け、その改善を図り、当方法人のホームページの利用等により評価結果や改善内容等について公表することになっており、今年度も自己評価並びに保護者からの評価を受け、さらなる改善に努める。

⑩ 新型コロナウイルス感染症等への対応について

新型コロナウイルスによる感染症等が広がり、各学校閉鎖に伴い、特に放課後等デイサービスでの児童の受入に際しても、各関係機関より連日のように感染症に関わる対応について文書が送付されているが、状況は日々変化しており、世界や東京ではいまだ感染が拡大している。

令和5年度4月からも、今後、どのようになっていくか、4月の新学期から学校の状況、町内の施設の状況等をよく見極めて、事業を進めていくこととする。